

工期中における主任技術者、監理技術者の途中交代について

これまで主任技術者、監理技術者の工事途中の交代については容認していませんでした。しかし、工事の発注が下半期に集中することから技術者の確保が困難なことが多く、適正な配置とするため必要に応じて主任技術者、監理技術者の交代を容認されたいとの要望があり、検討の結果、一定の範囲内で容認することとし、取扱いについては下記のとおりとしたので通知します。

記

- 1 主任技術者、監理技術者の工期途中で交代が認められる場合については、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における主任技術者、監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置することなどの措置が講じられるようにすること。

平成21年 9月

伊勢崎市財政部契約検査課